

事務連絡
令和4年3月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程特例校における特別の教育課程に基づく教育の実施状況等の公表及び報告について

学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）及び管理機関は、教育課程特例校制度実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、特別の教育課程に基づく教育の実施状況の公表及び報告を行うこととしています。ついては、下記Ⅰのとおり特別の教育課程の編成の方針等について公表及び報告を依頼するとともに、下記Ⅱのとおり令和3年度の特別の教育課程に基づく教育の実施状況等の公表及び報告を依頼します。

各都道府県教育委員会におかれては、令和3年度及び令和4年度に教育課程特例校の指定を受けている所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、令和3年度及び令和4年度に教育課程特例校の指定を受けている所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、令和3年度及び令和4年度に教育課程特例校の指定を受けている所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、令和3年度及び令和4年度に教育課程特例校の指定を受けている管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
電話：03-5253-4111（内線2367、2368）
E-mail：kyokyo@mext.go.jp

(添付書類)

- 別添 1. 【報告様式Ⅰ】教育課程特例校編成の方針等について
- 別添 2. 【報告様式Ⅱ】令和3年度教育課程特例校実施状況等について
- 別添 3. 【公表の参考様式（管理機関用）】令和3年度教育課程特例校実施状況等について
- 別添 5. 【公表の参考様式（管理機関用）】令和3年度教育課程特例校実施状況等について
(記入例)
- 別添 4. 教育課程特例校制度実施要項（平成20年10月16日文部科学大臣決定、令和3年7月30日最終改正）

I. 特別の教育課程の編成の方針等の公表及び報告について

1 教育課程特例校による特別の教育課程の編成の方針等の公表

- ・ 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成の方針等を、原則として、実施初年度（令和3年度以前に指定された教育課程特例校においては、令和4年度）の4月30日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとされていること。ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとされていること。（実施要項6（3）、附則3関係）
- ・ 特別の教育課程の編成の方針等の様式は自由であるが、少なくとも、特別の教育課程を開始又は変更した年度、特別の教育課程の概要、地域や学校の特色とその特色を活かして特別の教育課程を編成して教育を行う理由、特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数（教育課程表）、特別の教育課程を編成する学校の一覧については記載すること。その際、教育課程特例校の新規指定申請又は変更申請を行った際に文部科学省に提出した申請書を活用することも考えられること。

2 文部科学省への報告

以下の要領に従い、文部科学省に報告すること。（実施要項6（4）、附則4関係）

（1）報告対象校：令和4年度に教育課程特例校の指定を受けている学校

※令和5年度以降は、当該年度が実施初年度となる学校及び公表するウェブサイト等が変更になった学校に限ることを予定している。

（2）提出書類：（別添1）【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について

（3）提出期限：令和4年5月31日（火）

※公表するウェブサイト等が変更になった場合は、上記期限以降であっても随時報告すること。

（4）提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

（E-mail）kyokyo@mext.go.jp

（5）提出方法：電子メール

都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当等は、域内の各管理機関（設置者）から提出された別添1を取りまとめた上で提出すること。指定都市教育委員会・国公立大学法人附属学校は、各管理機関にて別添1を取りまとめた上で提出すること。

① 提出書類のタイトルは「（所在する都道府県市番号、管理機関名（都道府県市名等）

【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について」とすること。

例：「（01 北海道教育委員会）【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について」

「（01 北海道私立学校担当）【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について」

「（48 札幌市教育委員会）【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について」

「（北海道教育大学）【報告様式I】教育課程特例校編成の方針等について」

※ 国公立大学法人は都道府縣市番号の記載の必要はありません。

- ② 電子メール件名は「(所在する都道府縣市番号、管理機関名(都道府縣市名等)教育課程特例校編成の方針等)」とすること。

例：「(01 北海道教育委員会) 教育課程特例校編成の方針等」
「(01 北海道私立学校担当) 教育課程特例校編成の方針等」
「(48 札幌市教育委員会) 教育課程特例校編成の方針等」
「(北海道教育大学) 教育課程特例校編成の方針等」

※ 国公立大学法人は都道府縣市番号の記載の必要はありません。

II. 令和3年度特別の教育課程の実施状況等の公表及び報告について

1 教育課程特例校による特別の教育課程の実施状況の自己評価等及び公表

教育課程特例校は、特別の教育課程の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表するとともに、その自己評価結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、毎年度その結果を公表することとされていること。(実施要項6(1)、(2)関係)

2 管理機関による特別の教育課程の実施状況に係る把握・検証及び公表

管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度その結果を公表することとされていること。管理機関による把握・検証に当たっては、公表の参考様式(別添3・別添5(記入例))に示す観点を参考に、各教育課程特例校において特別の教育課程が適切に実施されていることを確認すること。(実施要項6(5)関係)

3 文部科学省への報告

以下の要領に従い、文部科学省に報告すること。(実施要項6(6)関係)

- (1) 報告対象校：令和3年度に教育課程特例校の指定を受けている学校
(2) 提出書類：(別添2)【報告様式Ⅱ】令和3年度教育課程特例校実施状況等について
(3) 提出期限：令和4年8月31日(水)
(4) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
(E-mail) kyokyo@mext.go.jp
(5) 提出方法：電子メール

都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当等は、域内の各管理機関(設置者)から提出された別添2を取りまとめた上で提出すること。指定都市教育委員会・国公立大学法人附属学校は、各管理機関にて別添2を取りまとめた上で提出すること。

- ① 提出書類のタイトルは「(所在する都道府縣市番号、管理機関名(都道府縣市名等)【報告様式Ⅱ】令和3年度教育課程特例校の実施状況等について)」とすること。

例：「(01 北海道教育委員会)【報告様式Ⅱ】令和3年度教育課程特例校実施状況等

について」

「(01 北海道私立学校担当) 【報告様式Ⅱ】 令和3年度教育課程特例校実施状況等について」

「(48 札幌市教育委員会) 【報告様式Ⅱ】 令和3年度教育課程特例校実施状況等について」

「(北海道教育大学) 【報告様式Ⅱ】 令和3年度教育課程特例校実施状況等について」

※ 国公立大学法人は都道府縣市番号の記載の必要はありません。

- ② 電子メール件名は「(所在する都道府縣市番号、管理機関名(都道府縣市名等) 教育課程特例校報告書」とすること。

例：「(01 北海道教育委員会) 令和3年度教育課程特例校報告書」

「(01 北海道私立学校担当) 令和3年度教育課程特例校報告書」

「(48 札幌市教育委員会) 令和3年度教育課程特例校報告書」

「(北海道教育大学) 令和3年度教育課程特例校報告書」

※ 国公立大学法人は都道府縣市番号の記載の必要はありません。

(6) 留意事項

管理機関から提出された、令和3年度特別の教育課程の実施状況等については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することがあること。(実施要項6(7)関係)

以 上